

# 2020年（令和2年）度 福山市立山手小学校 生徒指導規程

## 【はじめに】

生徒指導とは、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めていく教育活動のことである。学校においては、生徒指導が、児童が現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、自己選択や自己決定の場を与え、その過程において児童を育てていくことが大切である。また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮し、集団や社会の一員として認められていくことを自己の責任として考えていくことができるようにすることが必要である。

山手小学校では、自己実現を図っていくための自己指導能力を育てていくために、この「生徒指導規程」を示し、児童会・保護者と共同して、児童の健全育成に取り組んでいきたいと考えている。また、ルールやマナーを守ることで、「安全に、安心して学び、生活することができる環境づくり」を推進することもできると考えている。

## 【第1章 総則】

### 第1条（目的）

この規程は、福山市立山手小学校の学校教育目標を達成するためのもので、自己指導能力を高め、安全・安心して学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

## 【第2章 学校生活に関すること】

### 第2条 登下校について

- (1) 登校班の集合時刻を守る。
- (2) 下校時刻を守り、寄り道せずに家に帰る。
- (3) 通学路を歩いて、交通ルールを守り登下校する。
- (4) 欠席する場合や遅刻する場合は、保護者に理由を添えて学校に連絡してもらう。
- (5) 一度登校したら、安全面を考えて、授業が終わるまで校外にはでない。

### 第3条 服装、身だしなみ等について

- (1) 校内外の学習活動及び登下校は、学校が定める制服を着用する。  
※体操服は学校に来てから着替え、着用したままで登下校はしない。  
※下着が見えないように着用する。
  - ①学校が定める制服
  - ②白ポロシャツ・シャツ・ブラウス・紺か黒の半ズボン・長ズボン（スポーツ用でないもの）  
紺か黒のスカート
  - ③ソックス  
・無地、色は、白色・黒色・紺色。
  - ④名札を胸につける。
  - ⑤登下校時には帽子を被る。
- (2) 気候により、制服の上に防寒着、ベスト、セーター、マフラー、ネックウォーマー、手袋等を着用すればよいが、校舎内では取り、各自で管理する。  
※ベスト、セーターは紺か黒とする。
- (3) 頭髪の色を変えたり、パーマをかけたりしない。  
頭髪は、学習や給食当番等の妨げにならないように考える。（結ぶ、留める等）  
※ヘアピンは華美にならないようにする。

#### 第4条 持ち物のついて

- (1) 自分の持ち物には名前を書く。
- (2) 学習に必要なものだけを、忘れ物がないように持って来る。
- (3) 水筒の中身は、お茶か水とする。気候に合わせて、熱中症対策としてスポーツドリンクでも良い。

#### 第5条 校内の生活について

- (1) あいさつや返事に心がけ、相手のことを考えた言葉づかいをする。
- (2) 授業や友だちの学習の妨げになるような行為はしない。
- (3) 硯や筆、パレット等は、家に持ち帰って洗うようにする。
- (4) 給食を早く食べ終わった時には、教室内で食べている人の妨げにならないように過ごす。時間内に食べきれない場合は先生と相談し、時間内に片付けができるようにする。
- (5) 掃除は、担当の場所がきれいになるように、時間内に工夫して行う。
- (6) 外遊びをする時は運動場で遊ぶ。駐車場、ロータリー、体育館の周り、中庭、学級園などでは遊ばない。ボールがガラスに当たったり外に出たりしないように考えて遊ぶ。  
※夏は熱中症防止のため、帽子をかぶる。
- (7) 外遊びをした時は、手を洗う。
- (8) 校舎内では、教室や図書室等で工夫して過ごす。  
※怪我のないように工夫して行動する。
- (9) 校舎内での移動は走らず、人とぶつからないように気をつける。
- (10) よその教室や特別教室には、許可を得て入るようにする。
- (11) その他
  - ①学校に遊びに来るときは、食べ物を持って来たり、食べたりしないようにする。
  - ②自転車に乗るときは、自分の命を守るためにヘルメットをかぶる。
  - ③自転車は、自転車置き場に置くようにする。
  - ④携帯電話の持ち込みは、原則禁止。
  - ⑤決められた時刻までには、家に帰る。
    - ・ 4月～9月 → 午後6時
    - ・ 10月～3月 → 午後5時

#### 【第3章 校外での生活に関すること】

学校行事以外での校外での生活については、保護者責任が指導の基本となるが、学校も児童支援の観点から必要に応じて指導する。

#### 第6条 校外の生活について

- (1) 家を出るときは、必ず行き先、帰る時刻を伝える。
- (2) 夜間や校区外には、子どもだけで遊びに行かない。
- (3) 用事がないのに、店に入らない。
- (4) 児童だけでゲームセンターなどに絶対に行かない。
- (5) 危険な場所（川、ため池、田んぼ、畑、線路、空き地、工事をしている近く等）で遊ばない。
- (6) 危険な遊び（火遊び、ばくちく、BBだん、エアガン等）をしない。
- (7) 道路でローラースケート、スケートボード、ローラーブレードをしない。
- (8) 保護者がいない友達の家には、勝手に上がらない。
- (9) 「いかのおすしは一人前」を守る。  
（「行かない」「乗らない」「大声を出す」「すぐに逃げる」「知らせる」「一人で遊ばない」）
- (10) おごったり、おごってもらったりしない。

#### 【第4章 特別な指導に関すること】

##### 第7条 特別な指導について

- (1) 児童が学びの妨げになる行為や人を傷つける等の行為を繰り返し行う場合には、必要に応

じて他の児童とは別室で自己の行為を振り返る場を設け、説諭、反省、奉仕活動等の指導を行う

- (2) 自らの行為を振り返り、過ちを認め、同じことを繰り返さないように反省し、その後の展望や目標を持たせる場とする。
- (3) 具体的な内容、期間については、事案ごとに管理職、担任、学年主任、生徒指導主事等を協議する。
- (4) 保護者と連携し、理解と協力を求める。